

国民健康保険からのお知らせ ～こんなときは14日以内に届出を～

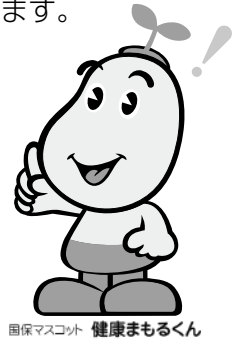
国民健康保険に加入するときや、やめるときには、14日以内に町に届出が必要となります。

■国保に加入するとき

- ▶ 職場の健康保険などをやめたとき
- ▶ 子どもの生まれたとき
- ▶ 他の市町村から転入したとき
- ▶ 生活保護が廃止されたとき

■国保をやめるとき

- ▶ 職場の健康保険などに加入したとき
- ▶ 国保の被保険者が死亡したとき
- ▶ 他の市町村に転出するとき
- ▶ 生活保護が開始されたとき



国保マスコット 健康まるくん

これらの届出をする場合は、上記の事実を証明する書類と、届出にいられた方の本人確認書類(免許証・パスポートなど)が必要となります。また、同一の世帯以外の方が届出をする場合は、当該世帯主の委任状が必要です。

税務課のお知らせ

平成26年度軽自動車税の納付及び 障がいをもつ方の減免について

■平成26年度軽自動車税納税通知書について

平成26年度軽自動車税の納期限は、6月2日(月)です。

納期限内であれば、金融機関の他、お近くのコンビニエンスストアでも納めることができますので、期限までに納付をお願いします。

■障がいをもつ方の軽自動車税の減免について

障がい者のために使用される軽自動車について、右記の内容に該当する場合、申請をして減免を受けることができます。

▶申請に必要な書類

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれか
- ②運転する方の運転免許証
- ③車検証
- ④納税通知書
- ⑤印かん(申請する方の認め印)

▶提出期限／5月26日(月)

- ※提出期限を過ぎますとお受けできませんのでご注意ください。
- ※郵送で申請する場合は、事前に税務課町民税担当へご連絡ください

▶減免を受けることができる障がいの程度と受けられる方の範囲

①障がいの程度

| 手帳の種類 | 障がいの区分 | 障がいの程度(級別) |
|-------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| 身体障害者手帳 | 視覚 | 1級～3級、4級の1(4級のうち、両視の視力の和が0.09～0.12) |
| | 聴覚 | 2級、3級 |
| | 平衡機能 | 3級 |
| | 音声又は言語機能 | 3級(こゝ頭が摘出された場合のみ) |
| | 上肢 | 1級、2級 |
| | 下肢 | 1級～6級 |
| | 体幹 | 1級～3級、5級 |
| | 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能 | 上肢 1級、2級 移動 1級～6級 |
| | 心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう又は直腸機能・小腸の機能 | 1級、3級 |
| | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能 | 1級～3級 |
| 療育手帳 | ④、A | |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 1級(自立支援医療費受給者証等により、通院の事実が確認できる方のみ) | |
| 戦傷病者手帳 | 恩給法に定める障がいの程度で、減免の範囲が定められています。 | |

②減免を受けられる車

- ・障がいをもつ方本人(納税義務者)の所有する車両
- ・障がいをもつ方と生計を同一にする方(納税義務者)の所有する車両